

下記の物品について一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年8月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

静岡県立浜松特別支援学校長 園田 一哉

2 担当部局

〒430－0844 静岡県浜松市中央区江之島町1266－2

静岡県立浜松特別支援学校 事務室

電話番号 053－425－7461

3 調達内容

(1) 購入物品及び数量 静岡県立浜松特別支援学校江之島分校に係る消耗品 一式

(2) 購入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和8年3月27日（金）

(4) 納入場所 静岡県立浜松特別支援学校江之島分校1・2階

（静岡県立浜松江之島高等学校校舎内に設置され、住所は〒430－0844静岡県浜松市中央区江之島町630－1。）

(5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「文具・事務機器類」、「教育用機械器具」、「スチール家具製品」のいずれかの営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。

(4) 当該物品（同等品）を納入する能力を有する者であること。

(5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札者に求められる義務

- (1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (2) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、メンテナンス体制が整備されていること。
- (3) 納期限までに納入する物品を用意できる能力があること。

6 仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和7年8月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 交付場所

〒430-0844 静岡県浜松市中央区江之島町1266-2

静岡県立浜松特別支援学校 事務室

電話番号 053-425-7461

(3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

7 入札参加資格確認資料の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を令和7年8月29日(金)正午まで(土曜日及び日曜日を除く。)に入札説明書の交付場所に提出すること。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年9月5日(金)午後1時30分

(2) 入札の場所

〒430-0844 静岡県浜松市中央区江之島町1266-2

静岡県立浜松特別支援学校 会議室

(3) 入札方法

入札書は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。